第1部 アンケートの概要

平成15年7月10日

各位

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 資料保存委員会委員長 小松 芳郎

自治体の保有する公文書の現状について

(アンケート調査の協力のお願いと保存のよびかけ)

拝啓 時下ますますご清祥のことと存じます。

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(略称全史料協)は、歴史資料として重要な価値を有する公文書その他の記録の散逸と消滅を防止し、国民の共有財産として後世に伝え、保存することを目的に、全国の資料保存機関や地方公共団体の文書管理担当者、自治体史編纂担当者等で構成する専門家団体です。

さて、この全史料協資料保存委員会では、平成13年度以来、全国の市町村の行政文書担当窓口や、自治体 史編纂担当部署に対して、明治以来今日までの公文書の残存状況についての調査を実施してきました。その 結果、明治以降に発生した市町村の公文書は、江戸時代の古文書とくらべ、保存の意識や取り組みがなされ にくく、自治体の合併や庁舎の移転、新築などの理由で廃棄されることが多いことが明らかになりました。 住民の権利・財産に関わる記録をはじめ、生活の痕跡の多くは、行政文書の中に記されているにもかかわら ず、業務上の理由で定められた保存年限が満了すると、多くの文書が機械的に廃棄されるのが現状です。

自治体の公文書は、住民の共有財産であり、将来に伝え残していくべき歴史資料として重要な価値を有するものが含まれています。昭和62年に公布された公文書館法は、各自治体に対して「歴史資料として重要な公文書等」の保存を「責務」とうたっています。しかしながら、この法律が充分に機能していないのが現状です。さらに、今まさにおこなわれようとしている市町村合併や、これに代表される行政改革の中で、私たちの現代を将来の歴史の上に描き出す行政文書の多くは、省みられることなく廃棄への道をたどろうとしています。とはいえ、これまでに全史料協が実施したアンケート調査の結果、公文書の保存状況は各市町村によってかなり異なっていることが判明しました。

全史料協資料保存委員会では、これまでの調査の結果を踏まえ、今、廃棄の危機に瀕する行政文書がもっとも多く残されているのは各自治体史の編纂担当部署であろうと推察しています。そこで自治体史編纂担当の方々へむけて、現在まで残されてきた行政文書を今後長く将来にむけて保存を続けてくださるよう、呼びかけます。

つきましては、保存されている行政文書の現状を把握するため、アンケートへのご回答をお願いしたく、 用紙を同封しました。保存に携わる方々の忌憚のないご意見等をお寄せ頂きたいと存じます。アンケート用 紙にご記入の上、同封の返信用封筒にて7月31日までにご返送下さい。

ご多忙中大変恐縮ですが、ご協力方よろしくお願いいたします。

敬具

自治体の保有する公文書の現状について (アンケート)

*該当事項に○印をしてください

自治体名	都道		市町
	府県	郡	村

明治から大正・昭和・平成にかけての市町村の行政文書(合併前の市町村文書)を保存される施設の方にお聞きします。

A、保存されている文書の管理と利用状況についてお教え下さい。	
 合併前の旧市町村行政文書の保存場所はどこですか ・編纂室 ・資料館 ・博物館 ・図書館 ・公民館 ・文書館 ・その他 [2 それらの行政文書を利用したい場合、管理担当者は常時いますか?]
 ・いる ・いない ・その他 [3 旧町村の行政文書は、自治体史編纂による利用以外に一般の方が閲覧することが ・できる(制限・条件がある 制限・条件がない) ・できない ・その他 [〕 できますか? 〕
B、保存されている文書はどのように残ったのか教えてください	
 1 保存措置を講じて残してある場合 ・自治体史編纂に活用するため ・重要文書なので廃棄できない ・歴史的に重要な文書として残しておくよう、管理規定等に定められているので残 ・その他〔 2 残された理由は不明だが、保存されている場合 ・廃棄手続きを忘れた ・捨てないようにいわれている ・未整理なので捨てることができない ・別施設に置かれていて気付かなかった ・その他〔 	った]]
C、残された文書は今後どのように取り扱う予定ですか?	
 継続して保存する場合 ・現状のまま保存 ・べつの保存場所に移管予定〔場所 廃棄する場合(理由を教えてください) ・保存場所が〔廃止される、狭い〕 ・廃棄するよういわれている ・文書自体の必要性がない ・管理規定による)
・保存場所が〔廃止される、狭い〕・廃棄するよういわれている	

・知っている ・知らない1 同封した「公文書館法」についてどのようにお考えですか
2 合併前の旧市町村の行政文書の保存は必要と考えますか。ご意見をお聞かせください。
・必要 ・不要 ・どちらともいえない その理由
3 「公文書館法」にいう「歴史資料として重要な公文書等」とは、貴市町村ではどのようなものを指すとお考えでしょうか。
*以上です。ご協力ありがとうございました。

D、「公文書館法」を知っていますか

問合せ先 松本市文書館(担当:福島) TEL0263-47-0040 FAX0263-48-3337